

# ひとり親家庭等のしおり

## \* 児童扶養手当(年6回、奇数月支給)

対象：父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定の障がいのある状態にある児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童等を養育する母や、児童を監護し生計を同じくする父、又は養育者

※申請をした翌月から児童が18歳到達後最初の3月31日まで(児童が一定の障がいを有する場合は20歳未満)

条件：所得が一定の額を超えないこと、等

内容：児童1人の場合 月額44,140円～月額10,410円  
 児童2人の場合 児童1人のときの額に10,420円～5,210円加算  
 児童3人以上の場合 3人目から児童1人につき6,250円～3,130円加算

※支給額は所得に応じて決定されます。

## \* 児童手当(年3回、2月・6月・10月支給)

対象：申請をした月の翌月から15歳到達後最初の3月31日まで

内容：3歳未満 15,000円  
 3歳以上小学校修了前 第1子・第2子10,000円 第3子以降15,000円  
 中学生 10,000円  
 所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 5,000円  
 所得上限限度額以上 令和4年10月支給分から 支給なし

## \* 特別児童扶養手当

対象：身体又は精神に一定の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者 (4月・8月・11月支給)

条件：所得が一定の額を超えないこと、施設に入所していないこと、等

内容：児童1人(月額) 1級53,700円 2級35,760円

## \* 父子・母子福祉手当

対象：父子・母子家庭等の父、母又は保護者

条件：市内に1年以上居住し、被保護世帯・市民税非課税・均等割世帯であること  
 義務教育終了まで支給 (3月支給)

内容：児童2人まで 年額10,000円 1人増すごとに1,500円加算

## \* 父子・母子家庭等入学児童祝金

対象：父子・母子家庭等の父、母又は保護者(学校長報告による)

内容：小学校入学時7,000円 中学校入学時9,000円 (4月支給)

## \* 父子・母子等奨学資金

対象：父子・母子家庭等の父、母又は保護者

条件：市内に1年以上居住する要保護世帯

内容：高等学校、高等専門学校に在学する児童

月額5,000円(高等専門学校は3学年終了まで) (4月・10月支給)

## \* 災害遺児激励金

対象：災害(交通、労働、海上、大規模)遺児と同居して監護し、その生計を維持している扶養者

条件：市内に1年以上居住していること

内容：就学激励金	義務教育就学中	1人	年額	40,000円
〃	高等学校等在学中	1人	年額	80,000円
				(5月支給)
卒業激励金	中学校卒業時	1人	卒業時	50,000円
〃	高等学校等卒業時	1人	卒業時	60,000円
				(4月支給)

## \* 交通遺児等奨学金(県)

☆対象：毎年6月1日現在県内に居住し、遺児を扶養している保護者

内容：遺児	小・中学生	1人	年額	40,000円	(7月支給)
	高校生	1人	年額	50,000円	

☆対象：交通遺児のうち、小学校、中学校に入学予定の児童及び中学校、高校卒業予定の児童を扶養している保護者

内容：遺児1人	小学入学予定時	70,000円	(3月支給)
	中学入学予定時	100,000円	
	中学・高校卒業予定時	150,000円	

## \* 遺族基礎年金(国)

対象：国民年金に加入している配偶者と死別した場合

内容：子が1人の配偶者の場合 年金額1,006,600円

## \* 遺族厚生年金(国)

対象：厚生年金に加入している配偶者と死別した場合

内容：加入月数による

## \* 母子父子寡婦福祉資金

対象：母子家庭、父子家庭、父母のいない児童及び寡婦等

内容：各種資金の貸付(事業、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚)

## \* ひとり親家庭等の医療費助成

対象：ひとり親家庭等の親と子(18歳未満)及び父母のいない児童、高校生の場合18歳になったその学年終了まで

条件：所得が一定の額を超えないこと

内容：その世帯の医療費が月毎に合算して1,000円を超えた額を助成

※乳幼児医療費助成、子ども医療費助成の対象となっている児童等がいる場合は、乳幼児医療費助成、子ども医療費助成が優先されます。



**\*ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業**

対象：父子・母子家庭等の父又は母  
 条件：市内に居住していること、児童扶養手当の受給要件と同程度の所得水準にあること等  
 ※申請の前に市に事前相談を行い対象講座の指定を受ける必要があります。  
 内容：受講のために支払った費用のうち、対象経費の60%に相当する額  
 （上限160万円、1万2千円を超えない場合は、支給しない）  
 ※給付金を受けられるのは1人につき一度限り。

**\*ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業**

対象：父子・母子家庭等の父又は母  
 条件：市内に居住していること、児童扶養手当の受給要件と同程度の所得水準にあること、養成機関において1年以上（令和6年3月31日までに修業を開始する場合は6月以上）のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれること、等  
 ※対象資格 看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、理美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、精神保健福祉士、薬剤師、等  
 ※申請の前に市に事前相談を行う必要があります。  
 内容：高等職業訓練促進給付金 市民税非課税世帯 月額 100,000円  
 市民税課税世帯 月額 70,500円  
 （修業の期間中48月を上限に月毎支給）  
 ※修了までの最後の12か月は40,000円増額  
 高等職業訓練修了支援給付金 市民税非課税世帯 50,000円  
 市民税課税世帯 25,000円  
 （修学の修了した日の以後に一度のみ支給）



※支給要件等に該当しない場合は受給できません。

**主な相談窓口**

**\*母子・父子自立支援員**

配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導並びに職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っております。

配置場所	小名浜地区 保健福祉センター	内郷・好間・三和地区 保健福祉センター
担当区域	小名浜地区、勿来・田人地区 常磐・遠野地区	市内全域（左記を除く）
電話番号	0246-54-2111（内線5170）	0246-27-8612
相談日時	午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）	

※ 母子・父子自立支援員が不在の場合もありますので、来所での相談を希望される方は事前に電話連絡をお願いします。

**\*生活・就労支援センター**

仕事や生活にお困りの方から相談を受け、経済的な自立に向けた支援を行っております。

設置場所	いわき市社会福祉センター2階（いわき市社会福祉協議会内） いわき市平字菱川町1-3
担当区域	市内全域
電話番号	0246-38-6500
相談日時	午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

※ 相談支援員・就労支援員が不在の場合もありますので、来所での相談を希望される方は、事前に電話連絡をお願いします。